

★浄化槽工事業登録業者の責務（標識および帳簿について）

※標識の掲示

浄化槽工事業の登録を受けた者は、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、様式第8号の標識（浄化槽工事業者登録票）を掲げなければなりません。（法第30条、登録規則第9条）

浄化槽工事業者登録票の記載例

様式第8号		よこ35cm以上	
浄化槽工事業者登録票			
た て 2 5 c m 以 上	氏名又は名称	〇〇建設工業	
	代表者の氏名	島根 太郎	
	登録番号	島根県知事(登-23)第100号	
	登録年月日	平成23年4月10日	
	浄化槽設備士の氏名	松江 二郎	

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名  
浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

※帳票の作成

浄化槽工事業者は、その営業所ごとに別記様式第10号による帳簿を備えておく必要があります。この帳簿は浄化槽工事ごとに別葉にして作成しなければなりません。またこの帳簿には以下の書類を添付しなければなりません。

○処理方式及び処理能力を記載した書面 ○構造図 ○仕様書 ○処理工程図

別記様式第10号(第10条関係)

注文者の氏名又は名称	島根 太郎		
注文者の住所	郵便番号(690-8501) 島根県松江市殿町8番地 電話番号 (0852)22-5185		
施工場所	島根県松江市殿町8番地		
着工年月日及び 竣工年月日	自	平成〇〇年 〇月 〇日	
	至	平成〇〇年 〇月 〇日	
工事請負金額	〇〇〇, 〇〇〇円		
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び免状 の交付番号	松江 二郎 第 0000000001号		